

喜多方市介護保険 住宅改修の手引き



目 次

◎介護保険住宅改修費支給制度について……………	P 1～4
◎介護保険住宅改修手続きの流れについて……………	P 4～5
◎住宅改修が必要な理由書（事前申請）について……………	P 6～8
◎住宅改修費支給申請書について……………	P 9
◎住宅改修箇所の写真について……………	P 10
◎住宅改修箇所の見積書について……………	P 11
◎住宅改修の承諾書について……………	P 12～13
◎住宅改修の領収書について……………	P 14
◎住宅改修Q & Aについて……………	P 15～20

令和5年4月

介護保険住宅改修費支給制度について

【利用できる方】

喜多方市の被保険者であり、心身や住宅の状況などから以下の要件を満たし、小規模な住宅改修を実施する場合に限り対象となります。

- (1) 要介護認定を受けており、認定の有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること。（入院・入所・外泊は対象外）
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請でその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請をして、市に着工の許可を受けていること。

※ 要介護認定で、自立（非該当）の方は、「高齢者にやさしい住まいづくり事業」を利用して住宅改修ができる場合もあります。

注意！！

- ・ 住宅改修費の支給には着工前に事前申請が必要です。
- ・ 事前申請をしないで改修を行った場合、支給の対象になりません。

【支給について】

要介護・要支援度にかかわらず被保険者一人あたり20万円までです。ただし、利用者の負担割合に応じて、介護保険から支給される額の上限は変わります。また、その上限額の範囲内であれば、何回かに分けて利用することができます。

なお、20万円を超える工事を行った場合、その超えた金額については全額自己負担となりますが、以下の場合には例外に、再度20万円を限度として改修費の利用ができます。

《再度利用ができる場合》

① 転居して住所が変わった場合

転居前の住居で支給限度基準額の残額があっても、転居後の住居には引継がれず改めて支給限度額基準額20万円分の住宅改修費が受けられます。

② 要介護状態が3段階以上重くなった場合

最初の住宅改修の着工日の要介護状態区分から、3段階以上重くなった場合は、例外的に改めて支給限度額基準額が20万円分の住宅改修費が受けられます。

ただし、「3段階リセット」は1回のみ対象であり、以前の住宅改修で支給限度基準額の残額があっても、その金額は引継がれません。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分		追加の住宅改修着工日の要介護状態区分	
第1段階	要支援1	⇒第4段階以上	要介護3以上
第2段階	要支援2、要介護1	⇒第5段階以上	要介護4以上
第3段階	要介護2	⇒第6段階	要介護5

【支給方法】

償還払い	利用者がいったん費用の全額を住宅改修業者へ支払った後、申請により、保険給付分（７～９割）を市が申請者へ払い戻す方式
受領委任払い	利用者が費用の１～３割分を住宅改修業者へ支払い、残りの費用のうち申請により、保険給付分（７～９割）を市が住宅改修業者へ支払う方式

【給付対象となる住宅改修工事の種類】

① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。また、付属して手すりを取付けるための壁の下地補強も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○家屋内の手すり （居室・トイレ・浴室・玄関・階段等）	×集合住宅などの共用部分の手すり
○敷地内の手すり （玄関ポーチ・門扉までの通路等）	×敷地外の手すり
○タンス・ベッド・下駄箱等への手すり （安全性を確認できる場合に限る）	×転落防止のための柵
○手すりの付け替え・移設 （身体状況の変化等による場合のみで撤去費用を含む）	×取付け工事を伴わないもの手すり
	×老朽化による手すりの交換

※ 取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差や傾斜の解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床を嵩上げるなどの工事が対象です。また、浴室の段差解消に伴う給排水設備工事も対象となります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○各居室の敷居を低くする工事	×床下収納スペースを埋める工事
○スロープや踏み台を固定設置する工事	×スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事
○浴室の洗い場の嵩上げ工事	×昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事
○敷石をコンクリートスロープにする工事	×上り框に腰かけ台を設置する工事
○居室・廊下の段差をなくす工事	×給湯器、シャワー、水栓の工事
○浴槽をまたぎやすい低いものに取り替える工事	×転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に伴う工事として認められるため）
○傾斜の解消（路面の水平工事）	
○転落防止柵の設置（スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）	

※ 固定しない置き型のスロープや浴室用のすのこは、「福祉用具購入費」の支給対象になります。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室の畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室の滑りにくい床材への変更、通路面での滑りにくい舗装材へ変更するための工事です。床材を変更するための下地の補修や通路面を変更するための路盤整備も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○畳から板製床材・ビニール系床材等への変更 ○浴室の床材を滑りにくいタイルに変更 ○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○階段の滑り止め（固定されているもの）	×老朽化による床材の張替え ×滑り止めマットを洗い場に置くだけ ×転倒時のけが防止のために床を柔らかい材質のものに変更

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の新設（扉位置の変更に比べ費用が安価に抑えられる場合に限る）などが対象になります。また、扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え ○重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○扉の位置の移動 ○門扉の取替え ○ドアノブの変更 ○戸車の変更 ○扉の新設（扉の位置の移動に比べ、安価に抑えられる場合に限る。見積もりを2通り作成してもらうなどして証明が必要。） ○扉の撤去	×自動ドアに取り替えた場合の動力部分相当の費用 ×間口の拡大 （間口を拡大したことで対象者の負担が軽減される場合は状況に応じて対象とする Q&A参考） ×雨戸の取替え ×老朽化による扉の取替えや修理

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事になりますが、介護保険制度の福祉用具購入の対象になる腰掛便座の設置は支給対象から除かれます。

また、和式便器から暖房機能及び洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは給付の対象となりますが、既に洋式便器である場合はこれらの機能等の付加は給付の対象にはなりません。

被保険者の身体状況により、洋式便器の向きの変更や嵩上げ工事、便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○和式便器から洋式便器への取替え	×洋式便器から洋式便器への取替え
○既設の和式水洗便器に洗浄機能が付加された変換便座の取付け (配管工事を伴わないものは福祉用具の扱い)	×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置
○洋式便器の向きを変える工事	×既存の和式便器は壊し、別な場所に洋式便器を設置

※ 非水洗または非簡易水洗の和式便器から水洗または簡易水洗の洋式便器に取替える工事の場合の水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、天井などの工事は対象外となります。

⑥ 上記の①～⑤の改修に付帯して必要となる改修

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○手すりの取付けのための下地補強	×浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー水栓の設備工事
○既存手すりの撤去費 (付替え・移設の場合)	×電気工事(コンセントの新設)
○浴室の床の嵩上げに伴う給排水設備工事	×トイレ工事に伴うタオル掛け・紙巻器等の付替え
○床材の変更のための下地補強・根太補強	
○通路面の材料の変更のための路盤の整備	
○扉の取替えに伴う壁・柱の改修工事	
○既設の水洗便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化・簡易水洗化工事は除く)	
○便器の取替えに伴う床・壁の解体・修復工事(天井を除く。また、単に不便という理由での壁の解体や、間仕切りの撤去は不可。)	

介護保険住宅改修手続きの流れ

1 相 談

ケアマネジャーに相談し、「住宅改修理由書」の作成を依頼します。
改修内容については、利用者(家族)、理由書作成者により十分に検討し、第三者から見て無理のない介護体制か、介護者の負担にならないか考慮しながら状況を判断して理由書を作成すること。

2 施工業者の選定

施工業者を選定し、住宅改修に係る見積書、改修箇所を記した図面、写真の作成を依頼する。

3 事前申請

次の書類を作成し、事前申請をします。

《提出書類》

①住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーが作成）

②見積書（施工業者が作成）

※見積内容は、まとめて〇〇工事一式 〇〇円とせず、改修箇所ごとに使用する部材の種類など細部について明記すること。

※住宅改修に係る工事費用の適正化のために複数の施工業者による見積りの取得を推奨している。申請の際はその旨を被保険者に対して説明すること。

③改修予定箇所の写真（施工業者が撮影）

※工事前の現況の写真、写真には日付が表示されているもの

※工事写真の撮影ポイントは撮影マニュアルを参考にする

④図面（平面図）

※工事をするフロアの平面図（階段の手すりを設置する場合は2階フロアの平面図もあわせて提出すること）

※改修箇所が分かるように、図上にマーキングをすること（複数箇所ある場合は、見積書・写真の番号と統一して附番し、作成すること）

⑤住宅所有者の承諾書

※住宅所有者が被保険者本人以外の場合は承諾書を提出すること

※所有者が死亡している場合は、代表相続人の承諾が必要です

4 事前申請の承認

事前申請の審査後、市から担当ケアマネジャーへ承認の可否について連絡します。
承認された後において、当初見積内容の変更や改修工事の取り止めなど事前申請に変更が生じる場合は、事実が判明した時点で市と協議をして市の指示に従うこと。

5 工事の着工・完了、工事費の支払い

承認された後に改修工事を実施します。
改修工事完了後に施工業者へ代金を支払い、領収書を受け取ります。

6 支給申請

次の書類を提出し、住宅改修費の支給申請をします。

《提出書類》

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

②領収書及び受領委任状（償還払いの際は領収書のみ）

③住宅改修箇所の写真

※工事写真の撮影ポイントは撮影マニュアルを参考にする

④工事費内訳書

※着工前と完了後において見積額に変更がなければ見積書の提出は省略可

また、変更があった場合は変更になった理由書を添付すること

7 支給申請書類の審査、決定、支給

提出した支給申請書類を審査し、支給決定後「住宅改修費支給決定通知」を申請者へ通知します。また、住宅改修費については後日、申請書に記載した指定金融機関の口座へ振込みます。

※受領委任払いの場合は、指定された施工業者の口座へ振り込みます。

・改善をしようとしている具体的な動作についてチェックをする（改修の対象でない項目にはチェックをしない）。

・移動について各行為（排泄・入浴・外出）の共通する内容は、例えば「排泄」の欄のみに記入し、各行為の欄に重複して記入する必要はない。

記載上の

注意点

住宅改修の主な理由書（P2）

（P1の「総合的な状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的④改修項目を具体的に記入してください。）

活動	①改善をしようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況（…なので…で困っている）を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で改修の方針（…することで…が改善できる）を記入してください	④改修項目（改修箇所）
排泄	☐ ☐ ☐ ☐	・生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の状態を具体的に記述する。 ・「～したいのだが、実際には～しかできないので、～について困っている」ように具体的に記述する。 ・改修案の検討の際は全ての活動についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする活動の記述のみでよい。 ・生活のどの場面、どの動作が利用者・介助者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極めること。寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を超えられるか」などについても確認する。 ・①のチェックと②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるようにする。	・廊下とトイレの○センチの段差を改修すること～ ・床から○センチに手すりを設置すること～ □その他 () ()	
入浴	☐ ☐ ☐ ☐			
外出	☐ ☐ ☐ ☐			
その他の活動	☐ ☐ ☐ ☐			

・①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目をチェックする（あてはまるもの全てに）。

・様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目をチェックし、詳細な内容を記述する。

・改修箇所は、場所だけでなく「手すり」なら、「便器横壁面」等その取付箇所まで記述する。

必要に応じた付帯工事を記述する。

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書 記載例

フリガナ	キタカタ タロウ		保険者番号	—		0	7	2	0	8	2
被保険者氏名	喜多方 太郎		被保険者番号	—	0	0	0	0	0	0	0
生 年 月 日	明治・大正・昭和 8年 8月 8日	性別	男・女	個人番号	1	2	3	4	5	6	7
住 所	〒966-8601 喜多方市字後清水東7244番地2 電話番号0241（24）5231										
住宅の所有者	喜多方 次郎		本人との関係（ 長男 ）								
改修の内容・ 箇所及び規模	手すり（廊下2本） 洋式便器への取り換え 段差解消（玄関スロープ） 扉の交換（台所、洗面所） 床材の変更（居間の畳をフローリングに変更） 記入例			業者名	（株）喜多方工務店						
				着工日	令和5年4月 1日						
				完成日	令和5年4月 1日						
改修費用	150,000円		申請額	135,000円							
領収書の金額を記入してください。 ただし、対象外の工事を含む場合は対象外工事も含めた金額でかまいませんが、工事内訳書等で対象部分を明確にしてください。				給付額を記入してください。 例）改修費用が150,000円の場合 1割負担→135,000円 2割負担→120,000円 3割負担→105,000円 となります。							
令和5年 4月 5日 住所 喜多方市字後清水東7244番地2 申請者 氏名 喜多方 太郎				申請日は、完成日以降としてください。 電話番号0241（24）5231 被保険者の名前・住所を記入してください。							

注意・この申請書の裏面に、領収書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護（支援）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	（銀行） 喜多方 金庫 組合	本店（所） 塩川 （支店）（所） 出張所	1. 普通 2. 当座	口座 番号	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ	キタカタ タロウ									
	口座名義人	喜多方 太郎									

口座名義人は被保険者本人でも御家族でもかまいません。
* 受領委任払いの場合は何も記入しないでください。

工事箇所の撮影ポイント

工事箇所の撮影方法及び資料について、以下の条件を踏まえて分かりやすく作成してください。

○着工前（事前申請用）

- ① 写真には撮影日を表示すること
- ② 撮影する際は、工事箇所が入った全体の写真と工事箇所のアップの写真をそれぞれ撮影すること
- ③ 撮影した写真に設置する位置や範囲がわかるよう、マーカ等で表示すること
- ④ 段差においてはスケール等をあてて状況がわかるよう撮影すること
- ⑤ 設置個所が広範囲に複数ある場合は、玄関に近い方から順に写真を撮影し、附番すること

○完了（支給申請用）

- ① 着工前の撮影方法①～⑤で撮影した写真に着工前で撮影した写真を添付し、着工前と完了で状況がわかるように作成すること
- ※ 書類上の確認だけで判断が困難な場合、もしくは介護給付費適正化事業の一環として、現地確認（工事の前後）をする場合がありますので、わかりやすく適正な写真を撮影し作成してください。

番号	①	改修箇所	廊下	改修の種類	手すり	改修前
施工箇所は玄関に近い方から順に附番し、見積書と写真が統一した内容で作成すること。 写真に撮影日が必ず入るようにしてください。 カメラの機能上、日付が入れられない場合は、日付を書いたボードや紙などを入れて撮影すること。						

【具体的な撮影方法例】

手すり	・写真上に取り付け位置や形（縦付、横付、L型など）などを表示すること。 例）マジック等で写真に直接記入する 例）取り付け位置にマスキングテープ等を貼用し撮影する
段差解消	・スケール等を用い、段差の高低が分かるように撮影すること。 ・全景の写真が撮れない場合は、複数に分割して撮影すること。
扉などの変更	・改修する箇所の全体を撮影すること。 ・引き戸に変更する場合は、扉の開いた状態と閉じた状態を撮影すること。 ・引き戸の幅を変更する場合は、開口幅が確認できるよう撮影すること。 例）メジャー等を用いて開口幅を検測している状況を撮影する ・両側のドアノブを変更する場合は、両側のドアノブが確認できるよう撮影すると。

住宅改修箇所の見積書について

見積書を提出する際には、下記に注意して見積書を作成してください。
詳細が不明の場合は、再度、見積書を提出してもらう場合があります。

「〇〇工事一式」とは記入しないこと	・手すり工事一式××円。・フローリング張り工事一式××円。 ※「〇〇工事一式」とは、「材料費と施工費を加えて計上」した場合の積算方法です。見積内容が適切かどうかの審査ができません。
複数箇所を申請する場合	・手すり設置工事(3箇所分)とせず、別々に記載してください。 ①手すり設置(玄関) ②手すり設置(トイレ) ③手すり設置(浴室)
給付対象外の工事と併せて行う場合	・介護保険対象部分を抽出し、その工事範囲(〇㎡中の〇㎡)等を明示してください。対象範囲を明示するのが困難な項目については、適切な方法で対象範囲を按分して、その根拠を明示してください。

※見積書の項目

見積書の項目として、次の項目が考えられます。	(1)材料費 … 本体代(手すり、便器、ユニットバス、床材など) (2)取付金具費 … プラケット、エンドキャップ、下地補強板など (3)解体費 … 和式トイレ、玄関前階段など (4)廃棄処分費 … 廃棄処分料 (5)施工費 … 取付工賃 (6)諸経費 … 10%程度 (7)消費税 … 10% ※更に詳細な項目にしてください。
------------------------	---

見積書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

×× ×× 様

被保険者の氏名を

(有)××工務店
代表取締役 ×× ×× 印
喜多方市字××番地1
TEL ××-××××

見積金額(税込) 〇〇〇, 〇〇〇円

場所	部分	内容	仕様	数量	単価	金額	備考
玄関	手すり	手すり	木製・I型・L=〇〇	〇本	〇〇〇	〇〇〇	
		ブラケット		〇個	〇〇〇	〇〇〇	
		取付金具		〇ヶ所		〇〇〇	
		計				△△△△	
トイレ	手すり	手すり	木製・I型・L=〇〇	〇本	〇〇〇	〇〇〇	
		ブラケット		〇個		〇〇〇	
		取付金具		〇ヶ所		△△△△	
		計					
トイレ	和式から洋式への交換	洋式便器代			〇〇〇	〇〇〇	
		既存便器・床・壁解体処分			〇〇〇	〇〇〇	
		取付費			〇〇〇	〇〇〇	
		床・壁修復費			〇〇〇	〇〇〇	
		給排水工事			〇〇〇	〇〇〇	
		計				△△△△	
				諸経費	10%	△△△△	
				合計		△△△△	
				消費税	10%	△△△△	
				総合計		△△△△	

住宅改修の承諾書について

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事前審査の書類提出日
または提出以前の日付

住 宅 改 修 の 承 諾 書

住宅の所有者の住所・氏名
を記入してください。

(住宅所有者)

住所 喜多方市字御清水東 7 2 4 4 番地 2

氏名 喜多方 次郎

被保険者氏名を記入してください。

私が所有する住宅に 喜多方 太郎 が

居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）を行うことを承諾いたします。

《住宅の所有者が死亡等により、記入できない場合》

- (1) 実質的な所有者が被保険者の場合は、提出を省略することができる。
- (2) 実質的な所有者が世帯主や同居の世帯員の場合は、その者より承諾をもらう。
- (3) 所有者が死亡している場合は、代表相続人に住宅改修承諾書（所有者死亡用）を記入してもらってください。

事前審査の書類提出日
または提出以前の日付

令和 年 月 日

住 宅 改 修 の 承 諾 書

(代表相続人)

住所：喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000 番地

氏名：喜多方 洋

所有者との続柄：子

下記の住宅所有者（氏名 喜多方 太郎）が死亡しているため、
私が代表相続人となり、被保険者 喜多方 花子 が別紙「介護保
険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

なお、この届けについて他の相続人から異議がありましても相続人の
間で解決いたします。

(住宅改修を行う住宅の住所)

喜多方市 字御清水東 7 2 4 4 番地 2

住宅改修の領収書について

被保険者の名前を記入してください。

領収金額は対象外工事も含む金額でかまいません。

領 収 書	
喜多方 太郎 様	
領収金額	金 〇〇, 〇〇〇 円 也
但し	■■■■代として
上記金額正に領収いたしました。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
(株) 喜多方工務店	
〒966-△△△△	
喜多方市◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇	
代表取締役	御清水 三郎 ⑩
電話	0241-00-0000

収入印紙

例) ・手すり工事代として

・住宅改修費として

・受領委任払いの場合 … 住宅改修1割負担分として

住宅改修Q & Aについて

これまでの問い合わせの多かったケースや特殊なケースについて記載しました。

(1)介護認定申請中、入院・入所中に行う住宅改修について	Q：介護認定申請中や入院・入所中に住宅改修は可能ですか？ A：要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。ただし、緊急を要する場合は、認定申請書を提出後、事前申請を行うことは可能ですが、要介護認定が「自立（非該当）」となった場合は支給できません。入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前申請承認後の工事着工は可能ですが、退院・退所しなかった場合は支給できません。また、一時帰宅のための住宅改修は給付対象外となります。
(2)住宅改修の承諾書について	Q：住宅所有者が亡くなっており、承諾書を書く者がいない場合どのようにすればよいですか？ A：改修する住宅が賃貸でなく、実質的な所有者が被保険者の場合は、提出を省略することができます。しかし、実質的な所有者が世帯主や同居の世帯員の場合は、その者より承諾をもらってください。所有者が死亡している場合は、代表相続人による承諾をもらってください。
(3)住宅改修の見積書について	Q：住宅改修の見積書は必ず複数の業者より取得しなければならないのですか？ A：住宅改修に係る工事費用の適正化のために複数の業者より見積書を取得することを推奨しており、担当ケアマネジャーがその旨を被保険者に対して説明することが義務化されております。ただし、複数の業者より見積書を取得することは最終的には被保険者自身の判断に委ねられているため、必ず取得しなければならないものではありません。
(4)住宅改修業者が「住宅改修が必要な理由書」の作成することについて	Q：居宅の届出を出さずに、住宅改修業者が理由書を作成することは可能ですか？ A：できません。 (市町村が行う住宅改修指導事業等として相談・助言等を行っている建築の専門家は当該書類を作成することが可能ですが、当市ではその事業を行っていません。また、当該書類を作成するものと、居宅サービス計画を作成しているものが異なる場合、十分に連絡調整を行う必要がある観点から、居宅の登録は必要であります。)
(5)改修工事完成前に入院した場合について	Q：改修工事完成前に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合、住宅改修費はどのようになりますか？ A：入院するまでに工事が完成した部分までを給付対象とします。

(6) 住宅改修完成までに入所した場合について	Q：改修工事完成前に急遽、入所が決まった場合は、全額自己負担になりますか？
	A：要介護者が入所するまでに工事が完成した部分を給付対象とします。
(7) 住宅改修完成までに死亡した場合について	Q：改修工事完成前に死亡した場合は、全額自己負担になりますか？
	A：入院中や入所中だった者が、退院・退所を見込み申請したが、退院・退所せず死亡した場合は、全額自己負担となります。また、居宅の者が申請し、完成前に死亡した場合は、死亡するまでに工事が完成した部分までを給付対象とします。
(8) 新築や増築の住宅改修について	Q：新築や増築での住宅改修は可能ですか？
	A：住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）は支給対象にはなりません。また、改修理由が老朽化や器具の故障等の場合も給付対象になりません。ただし、竣工日以降に手すりを設置するなどの場合は、給付対象とします。
(9) 一時的に身を寄せている住宅の改修について	Q：一時的に身を寄せている住宅の改修は可能ですか？
	A：介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が給付対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されていない住所地で一時的に居住するための住宅改修は、給付対象外とします。
(10) 本人宅の同一敷地内の娘宅に生活の拠点がある場合の住宅改修について	Q：住民票・介護保険被保険者証に記載されている住所の同一敷地内で、番地が1違う娘宅を改修する場合、住宅改修の対象になりますか？（生活の拠点は娘宅にあり、土地の所有者も被保険者。）
	A：原則として、被保険者証に記載されている住所地で住宅改修を行わなければなりません。ただし、生活の拠点が娘宅にあるということが確認でき、住所を移すことが出来ない理由があれば個別に判断します。（虐待・DVのみ）
(11) 家族等が自ら行う住宅改修について	Q：家族等が自ら行う住宅改修が可能ですか？
	A：被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合は、材料費のみを給付対象とします。添付する完成工事費内訳書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成します。「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。
(12) 住宅改修を行う業者について	Q：シルバー人材センターに依頼して住宅改修をした場合、介護保険の住宅改修の対象になりますか？
	A：給付対象とします。

(13) ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について	Q：夫婦で介護認定を受けているため、合算して住宅改修をすることは可能ですか？
	A：住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行うため、被保険者ごとに支給申請を行うこととなります。そのため、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しなければ給付対象とします。
(14) 老朽化した手すりの交換について	Q：手すりが老朽化したので、新しいものに交換できますか？
	A：単に老朽化したとの理由であれば認められません。
(15) 取り外しが出来る手すり等の設置について	Q：冬は除雪の邪魔になるので取り外しが出来るものにしたいが、住宅改修の対象になりますか？
	A：取りつけ工事を要しないものや、持ち運びが容易であるものは住宅改修の給付対象外とします。
(16) 以前改修した箇所の修理について	Q：以前取付けた手すりが壊れたので、再度、住宅改修で直すことは可能ですか？
	A：すぐ壊れないように、以前より強度のあるものにするなどの改善策を講じれば給付対象とします。
(17) 本人の趣味のための住宅改修について	Q：庭木の手入れやペットの飼育などの目的だけで、その場所まで移動するまでの導線上に手すりや段差解消の住宅改修は対象になりますか？
	A：介護保険で行う住宅改修は、あくまでも日常生活動作を助けるものです。したがって、趣味や仕事をするといった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、対象とはなりません。 ※日常生活動作とは、在宅での生活を続けていくための動作で、食事を摂る、トイレへ行く、入浴する、外出するといった本人の身の回りの動作のことをいう。
(18) トイレが屋外の為、屋内へ新設について	Q：屋外に和式の汲み取り式トイレがあるが、足が悪く玄関から30分くらいかかる。屋外のトイレは壊さずに、屋内に洋式の汲み取り式トイレを新設することは可能ですか？
	A：取替えとは、原則は今あるものを壊してそこに新しいものを作るということです。今回の場合は新設にあたり、住宅改修の給付対象外とします。

(19) 和式便器から洋式便器への交換について	Q：和式便器はすでに壊し、穴の上にポータブルトイレを置いて使用していたが、不安定・狭い等の理由で、洋式便器を設置することは住宅改修の対象になりますか？また、事前写真はどのようにして撮影すれば良いですか？ A：和式便器から洋式便器への交換として給付対象とします。写真は穴だけの状態とポータブルトイレを置いた状態を両方撮り、過程と洋式便器を設置しなければならなくなった理由を明記にしてください。
(20) トイレを和式から洋式に変更について	Q：もとのトイレが狭いので、隣にトイレを作るのは対象になりますか？（前のトイレは無くし、物置にする） A：その場所でなければ洋式トイレを設置できないのであれば給付対象とします。
(21) 男性用小便器から洋式便器への交換について	Q：男性用小便器と和式便器が隣接しているトイレにおいて、男性用小便器を洋式便器へ交換することは住宅改修の対象になりますか？ A：男性用小便器を洋式便器に交換しなければならない理由があれば給付対象とします。（男性用も和式も両方使用できない等）付帯工事は通常の便器交換の時と同じです。
(22) 男性用小便器を使いやすい男性用小便への交換について	Q：男性用小便器を使いやすい男性用小便器（現状の小便器より大きいもの）に変更することは、住宅改修の対象になりますか？ A：洋便器では小便ができない方で、現状の小便器は高さ、大きさが合わず介助を要している場合、適当な小便器への取替えも住宅改修の給付対象とします。ただし、単に便利にしたい場合は、給付対象外とします。
(23) 和式トイレにかぶせる式の便器でビス止め、排水工事について	Q：和式トイレにかぶせ式便器でビス止め、排水工事を行うものは対象になりますか？ A：取り外し可能ではなく、排水工事も行うので住宅改修の給付対象とします。
(24) トイレを和式からかぶせ式の洋式に変える工事について	Q：トイレを和式から、かぶせ式の洋式に変えたい。その際、出入口が狭くなり、移動が危険になるため壁を壊して出入口を変更したいのだが対象になりますか？ A：出入口を変更しなければ洋式トイレを安全に使用できないならば、壁を壊すことはトイレ改修の付帯工事とし、給付対象とします。ただし、かぶせ式の洋式へ変更する際にビス止めで固定するなど、取り外しが可能ではないものでないと給付対象にはなりません。

(25) トイレのドアの位置と壁の位置を交替する工事について	Q：和式トイレに福祉用具購入で購入した腰掛便座を置いて洋式にすると、出入りが難しくなるため、ドアの横の壁の部分にドアをずらし、ドアだった部分は壁に改修することは対象になりますか？ A：洋式トイレへの改修工事をしないので、ドア及び壁の改修は、トイレ改修の付帯工事とはなりません。ただし、利用者の身体的状態も勘案し、扉の交換として給付対象とします。
(26) トイレと居室をつなぐ工事について	Q：居室から一度廊下に出てトイレに行くのが困難なため、居室の押入れを半分抜いてトイレと直接繋がるドアを設置する場合、住宅改修の対象になりますか？ A：この場合は、単なる新設にあたり、扉位置等の変更をした場合という比較対象がないため、給付対象外とします。
(27) 2つのトイレを合体させ、一つの大きなトイレさせる工事について	Q：現存の壁で仕切られた2つのトイレを合体させ、一つの大きなトイレにしたい。（和式トイレ+男性用トイレ→洋式トイレ） A：和式トイレ→洋式トイレへの交換（給付対象） 面積を大きくしなければならない理由（車いすや歩行器の使用、身体的な特徴など）があれば給付対象（ただ、便利になる。広い方がよいなどの理由では、給付対象外） 計算方法としては、和式トイレの解体、撤去費用、洋式トイレの本体価格は給付対象。面積を大きくする理由があれば、壁の撤去工事は給付対象。なければ給付対象外とする。 工事費について、細かい金額がでない場合は、面積按分等で、和式側の金額と男性用トイレ側の面積を計算し、給付対象分と対象外分を計算する。
(28) ユニットバス・ユニットトイレについて	Q：ユニットバス・ユニットトイレは住宅改修の対象になりますか？ A：対象部分を按分することができる場合のみ対象とします。全体的見積もりと、パーツごとの金額を明確にし、按分計算をする必要があります。 ユニットバスは本来セットでの料金になっているため、パーツごとの金額を出してもらえるかどうか、業者に確認してください。（浴槽部分や便器部分のみの改修金額が出せる場合は、対象部分のみを申請する方法でかまいません） <按分計算例> 該当部分の商品の金額 $\text{全体の工事費} \times \frac{\text{商品全体の金額}}{\text{該当部分の商品の金額} + \text{住宅改修に該当する工事費}} = \text{住宅改修に該当する工事費}$ 商品全体の金額 該当部分の商品の金額 + 住宅改修に該当する工事費 = 支給申請額

(29) 浴室改修に伴う手すりの設置について	Q：浴室を全体的に改修したい。その際に、手すりの設置を併せて行うが給付対象となりますか？
	A：工事完成後に改めて、手すりを設置したいのであれば給付対象とする。
(30) ドアの新設	Q：壁を壊してドアを新設することは可能ですか？
	A：引き戸の新設により、扉位置の変更時に比べて費用が低廉に抑えられる場合もあることから、新設したほうが低廉だと証明できれば給付対象とします。（見積を2通り出す等）
(31) 右向きの扉を左向きに変更する工事について	Q：右向きの扉を左向きに変更する工事は住宅改修の対象になりますか？
	A：扉そのものを取り替えない場合でも、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の給付対象とします。
(32) スイッチ・コンセントの移動について	Q：改修することでスイッチ・コンセント等を移動しなければならない場合、付帯工事として対象になりますか？
	A：移動しなければスイッチ・コンセントが使用不可になる場合は給付対象となりますが、単に不便という理由だけでは給付対象外とします。
(33) 階段の滑り止めの改修材について	Q：転倒防止のために階段に滑り止めを貼り付ける場合、粘着テープでも対象になりますか？
	A：接着剤のように強力であり、簡単に取れにくく、利用者にとって安全であれば給付対象とします。
(34) 玄関先からの砂利道の舗装について	Q：玄関先から砂利道の為、滑りやすい。コンクリートに舗装するのは対象になりますか？
	A：通路面の材料変更として給付対象とします。 (コンクリート、アスファルト、タイル等は対象)

(35)廊下のかさ上げについて	Q：居室等と廊下に段差があり、廊下を嵩上げてフラットにしたいが対象になりますか？
	A：まず敷居の改修やスロープの設置を想定してください。 しかし、それらによることができないと判断される場合（構造上の問題や身体的問題）は個別に判断します。
(36)養護老人ホームの住宅改修について	Q：養護老人ホームの居室部分は給付対象になりますか？
	A：法律上原則的には難しい。（介護保険法第8条で、軽費老人ホーム・有料老人ホームは居宅要介護者として記述があるが、養護老人ホームはない。）